

平成29年 8月 4日

保護者の皆様へ

ゆたか第二保育園  
園長 島田 峰子

平成28年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条に基づき、お子様が本園を利用した際に、伊勢崎市から本園に給付された1人当たりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、利用者負担（保育料）を納めていただく請求書ではありません。

平成28年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担（保育料）を減じた額」となります。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

ゆたか第二保育園

平成28年度公定価格（一人あたり）

		満3歳児	3歳児	4歳以上児
教育標準時間認定	4月	112,950円	112,950円	97,950円
	5月	112,950円	112,950円	97,950円
	6月	112,950円	112,950円	97,950円
	7月	158,100円	112,950円	97,950円
	8月	158,100円	112,950円	97,950円
	9月	158,100円	112,950円	97,950円
	10月	158,100円	112,950円	97,950円
	11月	158,100円	112,950円	97,950円
	12月	158,100円	112,950円	97,950円
	1月	158,100円	112,950円	97,950円
	2月	158,100円	112,950円	97,950円
	3月	158,100円	112,950円	97,950円

ゆたか第二保育園

平成28年度公定価格（一人あたり）

		0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
保育標準時間認定	4月	222,600円	148,590円	148,590円	87,920円
	5月	222,600円	148,590円	148,590円	87,920円
	6月	222,600円	148,590円	148,590円	87,920円
	7月	222,600円	148,590円	148,590円	87,920円
	8月	222,600円	148,590円	148,590円	87,920円
	9月	222,600円	148,590円	148,590円	87,920円
	10月	222,600円	148,590円	148,590円	87,920円
	11月	222,600円	148,590円	148,590円	87,920円
	12月	222,600円	148,590円	148,590円	87,920円
	1月	222,600円	148,590円	148,590円	87,920円
	2月	222,600円	148,590円	148,590円	87,920円
	3月	224,860円	150,850円	150,850円	90,180円
	保育短時間認定	4月	212,480円	138,470円	138,470円
5月		212,480円	138,470円	138,470円	77,800円
6月		212,480円	138,470円	138,470円	77,800円
7月		212,480円	138,470円	138,470円	77,800円
8月		212,480円	138,470円	138,470円	77,800円
9月		212,480円	138,470円	138,470円	77,800円
10月		212,480円	138,470円	138,470円	77,800円
11月		212,480円	138,470円	138,470円	77,800円
12月		212,480円	138,470円	138,470円	77,800円
1月		212,480円	138,470円	138,470円	77,800円
2月		212,480円	138,470円	138,470円	77,800円
3月		214,740円	140,730円	140,730円	80,060円